

近代神社史料と向き合う — 野田神社を創る —

浅川 均

はじめに

明治の訪れ、「武士の時代」は幕を閉じ、新政府によって「王政復古」のスローガンが重々しく掲げられた。それにもなう、価値観の入れ替えがもたらした新しい時代の潮流は、宗教施設としての神社の社会的な地位を押し上げた。そして、明治国家により設定・再編成された社格がこうした状況を揺るぎないものとした。

明治以降の神社は、中央政府の宗教政策主務省の管理下に置かれることになった。復古主義の路線のもと、律令体制下の延喜式の概念に倣って神社の等級化が図られ、社格として公表されたのである。

新政府の神祇官管轄下に置かれたのが官社であり、官幣社と国幣社に大別され、さらにそれぞれが「大・中・小」に三分割された。両社をあわせて官国幣社と称することもあった。さらに、国家のために特に功勞のあった人臣を祭神とする別格官幣社が設けられた。戦前期の県内に

は、官国幣社として、赤間神宮・住吉神社・忌宮神社・玉祖神社が、別格官幣社として、毛利元就を祀った豊栄神社、毛利敬親を祀った野田神社があった。

官社以外は諸社とされ地方官の管轄下に置かれた。府県が祀る府県社、地域の産土神を祀る郷社、村の氏神を祀る村社に分類され、さらに下位に無格社が置かれた。

このような国家による神社の格付作業は、それまでの時代の秩序に一旦幕を下ろし、新時代の到来を人びとに意識づけ、新たな秩序を生み出すための政策のひとつであったと考えられる。

本稿では、こうした時代の雰囲気为背景に、中央集権国家のフレーム形成の過程で、県下で展開された旧藩主を容姿端麗に祀りあげた作業を史料から概観する。新時代への重い扉をこじ開けた防長の人びとが、いかにして旧藩主に寄り添い、隣り合い、そして精神的な安寧のうちに身をゆだねようとしたのかをひもとく作業である。

よりどころとしたのは、当館所蔵の重要文化財山口県行政文書の中の神社関連史料である(表1・表2参照)。これらは神社ごとのトピックをまとめた簿冊ではなく、県の宗教担当部課の事務を年度ごとにまとめた事務管理帳簿である。したがって、神社保存資金の運用や神官の任免にまつわる記録などが大半を占める。しかし、神社創建にあたっての歎願書、祭神の由緒書、設計書類(社殿の仕様書や建築図面)、さらには桃源郷的な世界観の詰まった境内見取図(写真1・写真4参照)なども含まれており、神社創建に寄せられた社会全体の熱い期待感を読みとることができる。大正・昭和と時代が下ると、写真も添付されるようになるため、当時の光景を観察できる貴重な史料群ともなっている(写真3参照)。

一 まつられた藩主敬親

山口盆地、七尾山の山ふところ、南側に今八幡宮を控えた静謐な谷あい。明治天皇から「豊栄」の神号を与えられた毛利元就を祭神とする豊栄神社がこの場所に整備されたのは明治四年(一八七二)十二月のことである。幕末の「長州」藩主毛利敬親の隠居所となるはずであった山口町野田の毛利別邸を西側に従え、新時代の県政の舞台を見渡すことのできる場所でもあった。

明治六年、防長人民の懇請により毛利敬親は神になり、豊栄神社内の別殿に祀られた(史料①②)。元就とともにうつりゆく近代山口の姿を見守ることになったのだ。社殿は敬親の諡号により忠正神社と呼ばれた。

なお、県による教部省宛「歎願書」の進達決裁には、『新聞雑誌第66号』(明治五年十月発行)の記事を書き写した貼紙が残されている。「佐賀県ノ士民、鍋島贈正二位藤原直正ノ厚恩ヲ追慕シ、募金ヲ以テ小祠ヲ創立シ、永世崇紀シタキ旨、教部省へ出願シ許可ヲ得タリト云」。旧藩主への熱誠はいずれも同じであったということであろう。

■史料① * 社等繕修 明治六年(寛治院前社等15)

贈従一位大江朝臣敬親卿薨去之御、明治四年辛未四月、勅使堀川侍從殿山口御下向、御階位之宣命ニ、首倡勤王回皇運于既衰誓期報功贊大政于更始維忠維義洵是国家柱石厥功厥績實為藩鎮儀型ト被仰出 誠ニ無比類有難次第ニ奉存候、山口ハ薨去之地ニ付、設一社神靈安置仕度、士民一統懇願ニ御座候処、豊栄神社之内別殿一箇所、毛利氏祖先之神靈安置御処、先達而東京(遷座相成)只今空殿ニ御座候ニ付、神靈安置之儀被遂御許容被下候様奉願候、左候(ハ者)士民一統參詣仕奉世祭祀ヲ茂仕度奉存候、此段社方及内議候処支障筋無御座、猶又後年御厄害ク間敷候申出間敷候、私共由緒之者ニ付士民惣代トシテ申出候間、宜様被遂御證認可被下候奉頼上候、以上

明治六年七月

- 中島松堂
- 瀧戸祐菴
- 能美 遠
- 勝木裕藏
- 高橋謙輔
- 井上勝彦
- 林 乙熊
- 井上李輔
- 栗屋販輔

山口県令中野梧一殿
光永直助
井上一郎
河内庸平
上山清也

〔後筆〕 教部省伺済 「書面如願出許可 九月十三日」

■史料② * 教部省令(明治六、九年) (明治教部省令第310)

当県土族上山清也外十二名ヨリ、当山口者故大江敬親薨去之地ニ而其節厚キ御沙汰之旨在之、右神靈為祭祀豊栄神社内別殿工勸請仕度段、別紙之通及出願候処、由緒等申立筋無余儀次第二相見候、今般豊栄神社裏社ニ御定相成候得者各別支障無御座候間御許可相成候様仕度キ段相伺候也

明治六年八月五日

教部大輔六戸璣殿

同権参事 吉田右一^⑧
山口県権令 中野梧一^⑨

明治九年(一八七六)、忠正神社は地名をとつて野田神社と改称され、同時に県社に昇格した(史料③)。敬親の勲功をまとめた「忠正公御事蹟説論略記」が刊行された時期と一致する。「伝説の人」元就よりも、激動の時代をともに歩んだ敬親をより身近に感じたいとする、防長の人びとの心のうちをうかがうことができる。萩の乱の予兆もこうした動向に拍車をかけたものと思われる。明治九年十月二十七日、野田神社の県社列格に関する教部省指令が県から通達された。それは、前原一誠の挙兵翌日のことであった。

近代神社史料と向き合う — 野田神社を創る —

■史料③ 龍

先般、県下士民中ヨリ、毛利贈従一位敬親ノ神靈ヲ管下県社豊栄神社之別殿へ勸請之儀、如願御許可相成候、崇崇仕来候処、今般士民中惣代上山清也其外ヨリ社号野田神社ト称シ社務県社ニ被列被下候様、別紙之通リ及出願ニ付取調候処、当序ニ於テ差支リ無御座候、敬親功績ニ於テハ、願書中陳述通り無相違情願筋無余儀事ニ付、被遂御詮議被下度、此段相願候也

(明治) 九年九月十三日

山口県令関口隆吉

教部大輔六戸璣殿

.....(朱書)一願之趣聞届候事」明治九年十月十四日 教部大輔
.....
御管内士民総代シテ、清也以下九名連署奉請願候、抑旧藩主贈従一位大江朝臣敬親御在世中、癸丑甲寅ノ際、官武周旋以來、精忠義烈首倡勳王、遂ニ皇運挽回王政維新、目今ノ隆世ニ溯リ候モ、敬親ノ功勞不少歟、依テ明治四年三月薨去ノ砌、其偉勳ヲ賞賛セラレ、辱モ勅使堀河侍從殿山口下向ノ贈位ノ詔書ヲ下賜ヘリ、一統感激ニ不堪、倍其德義ヲ欽慕シ、士民協議ノ上、山口ハ薨去ノ地ニ付、豊栄神社境内別殿(神靈ヲ安置セント、詳細其事由ヲ具陳シ、同六年七月出願候処、允准ヲ蒙リ、即チ忠正神社ヲ勸請仕リ、春秋祭日ハ勿論、平常タリトモ崇敬参拝ノ衆庶社頭ニ幅輳、実ニ神徳ノ盛ナル日ニ一日ヨリ新ナリ、因テ重疊申立候モ恐懼ノ至ニ候得トモ、特旨ヲ以テ県社ニ相加ラレ、従前ノ通、豊栄神社境内ニ鎮座、野田神社ト改唱仕度、此段奉懇願候也

明治九年九月八日

中島松堂

瀬戸悠菴
能美達
高橋謙輔
林乙熊
井上李輔
光永直助
河内庸平
上山清也

二 野田神社十年祭

明治十四年(一八八二)四月、「野田神社十年祭」が挙行された(史料④)。これにあわせて作成された「贈

一位野田神社功德略記」(松原家文書(さいたま市) 244)には、「公ノ盛徳鴻業僅々冊子ノ得テ盡ス所」として、敬親の事績が重ねて強調されている。

兼重淳輔・吉田嘉蔬らの手による「忠正公実録」の脱稿と時を同じくしている。

■史料④ * 野田神社十年祭伝 (松原家文書(さいたま市) 243)

本年四月ハ野田神社ヲ辰ニ当ルヲ以テ、二十七日ノ例祭ヲ引続キ翌年八月、別三祭典ヲ修ムルノ許可ヲ得リ、然ルニ神事詔書教諭会等ノ干渉、神事ノ廢棄シテスルニ由リ、延テ五月、百子一瀧開、益壽、願望ノトテ、抑内ニ在ルモ、此神ノ鴻恩ニ依テサルハ無シ、雖神ノ種絶シテ其尊ヲ追慕スルノ情、カランヤ、願ハ五母諸君來テ、祭典ニ従事ランコトヲ、因幡ヲ誓フ

明治四年甲午 野田神社總代人

三 野田神社の独立

(ア) 豊栄神社の別格官幣社昇格

明治十五年(一八八二)、毛利家山口用達所編輯座の中島松堂らによる防長出身の内務省貴顕への強いはたらきかけが奏功して、豊栄神社が別格官幣社に昇格した。社格の違いにより、祭事催行上の不都合も生じたことから、敬親を祀る野田神社の独立と社殿新築の気運が高まり始めた。

社地は、豊栄神社の隣接地に選定された。旧藩主の依り代にふさわしい社殿造営のためには手狭であったため、毛利家への嘆願の結果、山口野田別邸の敷地東端が譲与されることになった(史料⑤⑥)。

■史料⑤ a * 奉何傳 (毛利家文庫 9 藩書 573 (62の10))

野田社ハ、過ル明治六年、有志ノ士民協議シテ別社ヲ願請シ、允許ノ上、其節ハ御別社造建ノ余力モ無之、豊栄神社ノ別殿明キ有之分ハ仮ニ奉安置、御別社御合併ノ姿ニテ在萬十ヶ年ノ星霜ヲ経過仕候。其間有志ノ向ヨリハ御別社新建ノ儀、願ニ建置モ有之候得共、時節ヲ見合遷延相過來リ候、然ルニ今般、豊栄神社御昇格ニ被為成テハ、御祭式ヲ始メ諸般ノ格式懸隔ニテ不体裁ノミ可有之、從前ヨリ御一社ノ御祭ニテモ必ス御別社ハ御同様に敬備ナリシモ、以往ハ甚不都合ト被相考、其他諸般石標ノ類ト察セラレ、殊ニ、只今、神殿ハ御社内ノ偏隅ニ有之不位置ニテ日夜賽請ノ人モ觀望シ奉リ、感歎ニ不堪ル景況ナリシモ、自是ハ猶更一層ノ感ヲ増シ可申、就而ハ御新社造建不相成テハ、片時モ本意ナラシ形勢ニ相成候、然ルニ且當時稍広ク有志ノ釀金ヲ集メ候テモ本意ナラス万一勸財ニ流レ候テハ、第一神慮ニ不相協事ニ付、幾ナカテ引キ當テノ金ヲ以テ、逆モ人意ニ適スル事ハ不相成トモ、且ツ且ツモ御別社ノ形ニ相成候様、御有擲リ神殿ヲ別地へ遷座シ奉リ可然ト協議仕候、然ル処引離シ別地へ御社ヲ設ル儀ハ金員引足不申候ニ付、豊栄神社内西南ノ小山ノ端ヲ研開キ神殿ヲ相建候者、内情ハ從前御合併ノ心持ニテ、萬般御便利ニ可有之、然ルニ、右小山ノ開地ニテモ尚狭少、第一ニ土砂ノ除場モ無之候ニ付、只今野田田御邸内ノ東北ノ隅御裏門ノ辺ニテ、凡式反歩程ノ地ヲ野田神社へ御寄附被成下候様願度、御内慮奉覆候、若右ノ地御允許難被為成御様子可有之候者、別段地所見立候外無之、左右而者多額ノ入費ニモ有之、御別社ノ御便利モ宜シカラス可相成大キニ苦心罷在候間、右情御酌取、此段東京表へ程能御取成仰覆シ下サレ度候、右願ノ通御允許ニモ相成儀ニ候者、表立県庁へ相願、其節絵図面ヲモ取調、尚亦可奉申上候

明治十六年二月

野田神社祀官 上山清也
同 祀掌 高橋右胤
野田神社惣代人 富永利兵衛

河北一殿
林万樹多殿

(朱書)別紙申上ノ通り御寄附相成候条御取計ヒ有之度、尚美地調査
絵図面相添へ詳細ニ可申出候事
明治十六年三月十三日印(家令)

林勇蔵
上領頼軌
兼重淳輔

■史料⑤b *前同

野田神社御改修地狭隘二付、毛利御邸内接続之地凡式反程御寄附被成下候様先般願申候様、御許可相成、追而凶面相調御届申上候様、御指令相成難仕合奉存候、然処実丈量仕候へハ、式反八畝之土地御寄附被成下候様奉願度、則別紙凶面相調御願申上候間、此段御聞答被成下候様、只管奉願候也

明治十六年六月五日

野田神社祀官 上山清也

高橋右胤

富水利兵衛

林 勇藏

井上半三

兼重淳輔

河北一殿
林万樹多殿

■史料⑥ *「富農社二件録」明治十七年 奥庁職前B 569

野田神社地所之儀二付上甲
今般、野田神社建築之儀出願仕候処、地所之儀二付御授之趣ニ依り協議仕り候所、全体入費引当ノ金額尔余分無之、地所買取迄ニハ届兼候二付、毛利家へ野田境内之地ニ反余寄附相成度段申出、免ニ其連ニ相成、建物等も被取候次第二有之、且又豊栄野田向社接近ニ候得ハ、神官毛在勤ニ而相折其地便利之廉不少、就而者往年地所替等仕候儀ハ無之事ト奉様候間、旁出願之通許可相成度、此段上甲仕候也

明治十六年十月三十一日

野田神社信徒総代

林 勇藏

富水利兵衛

井上半三

上領頼軌

兼重淳輔

(イ) 神社移転願

明治十六年（一八八三）、社殿敷地が確保されると、境内地造成と並行して、神社の「移転願」「新築願」が

相次いで作成された（史料⑦⑧）。明治十七年八月、

内務省に提出された「移転申請」（史料⑨）の「別紙」に該当するのが史料⑩である（添付の「建築目論見書」

「神社資産」等は省略）。明治十七年九月、野田神社の移転は承認された（史料⑪）。

■史料⑦ *前同

野田神社新築願

野田神社ノ儀ハ、贈從一位敬親卿ノ神靈ニシテ、過ル明治六年十月、吉敷郡上宇野吉豊栄神社別殿當時空殿ニ相成居候ニ付、右神靈別立ノ御願申出候処、御許可相成、野田神社ト称シ、其後被為別界社ニ、以奉春秋御祭祀等願典不仕来候得共、素ヨリ独立ノ御社格ニ付テハ、往々差添モ難計儀ニ付、兼テ人民中ニ於テモ、引ツリ存念ニ御座候処、今般豊栄神社境内隣地山林宅地共毛利家抱ノ地所寄附相成候ニ付、人民中ニ於テモ、至急彼地へ曳仕社、幣殿拝殿其他諸建物總テ豊栄神社同様、別紙凶面相調御願申上候也

明治十六年九月

豊栄神社宮司兼野田神社祠官

同神社祿直兼同神社祠掌

同神社主典兼同神社祠掌

野田神社惣代

■史料⑧ *「富農社二件録」明治十七年 奥庁職前B 568

豊栄神社境内模様替御願

國防国吉敷郡上宇野令村鎮座別格官幣社豊栄神社境内ニ鎮座奥社野田神社之儀ハ、予テ人民中ニ於テモ神殿別地移轉其他新築致度存意ニ有之候処、先般豊栄神社御昇格之際、該社隣地旧藩毛利氏邸内之地所

奥書 明治十六年九月十五日 右戸長今井信雄

豊栄神社宮司兼野田神社祠官 上山清也

同神社祿直兼同神社祠掌 高橋右胤

同神社主典兼同神社祠掌 岡田謙道

野田神社惣代 馬屋原政之進

野田神社惣代 兼重淳輔（不在）

野田神社惣代 井上半三

野田神社惣代 林 勇藏

野田神社惣代 富水利兵衛

近代神社史料と向き合う — 野田神社を創る —

山林等野田神社へ寄附之儀、人民中ヨリ懇願之所寄附相成、依テ当今開拓中ニ付、土地落成之上、神殿其他神庫能舞台等、別紙図面之通引移相成都合ニ在之候間、模様替御差許被下度、此段御願申上候也
明治十六年十二月十一日

内務卿山田顕義殿
内務官幣社豊栄神社宮司上山清也 印

(朱書)
書面願之趣聞届候事
但、境外へ建設之儀ハ、十三年当省乙五二号ノ達ニ準シ廉々取調、該社神官并人民ヨリ地方へ願出候義ト心得へシ
明治十七年二月六日 内務卿山田有朋 印

■史料⑩ * 内務省報告書 明治十七年 明治期政府布達類(219)

神社移転之儀ニ付同
管下別格官幣社豊栄神社境内鎮座県社野田神社ヲ同社隣地へ移転之儀、別紙之通 関係ノ者ヨリ出願候処、右ハ差支無之ニ付許可致度、別紙書類相添此段相伺候間、至急何分御指揮有之度候也
明治十七年八月二十一日

山口県令原保太郎 印

(朱書)
書面何之趣聞届候事

但、建物落成ノ上、明細書取調可届出、尤資本金ヲモ掲載シ六年第二四九号公布ニ準シ取扱フベシ
明治十七年九月十五日 内務卿山田有朋 印

■史料⑪ * 神社事務 明治十七年 (県庁職前B 684)

山口県国防国吉敷郡上宇野合村字山崎村 県社野田神社

一、祭神 贈従一位毛利敬親卿
一、由緒 祭神ハ毛利敬親卿ノ神霊ニシテ、明治六年防長士民一統懇願ニ依テ其神霊ヲ豊栄神社境内別殿ニ祀リ、初メ忠正神社ト称シ、其後明治九年、県内筆テ地名ニ據リ許可ヲ得野田神社ト改称、遂テ同年十月二十一日、県社ニ列セラル、当度別地新築ヲ願

(一境内社殿名称。構造に関する記載は省略)
神殿(旧殿引社)、釣屋、釣屋ヨリ幣殿マテ廻廊、幣殿、幣殿左右廻

廊、詰所、詰所釣屋、拜殿、神門、神門小門
一、境内一〇五坪、民有地第一種、名愛野田神社
一、崇敬人 一八万人
一、管轄庁マテ距離 七町
前書之通相違無之候也
明治十七年八月

吉敷郡上宇野合野田神社信徒惣代 藤田與次⑩
同郡同所豊栄神社宮司兼野田神社祠官 井上平三⑩
建築寄附主毛利元徳代理 上山清也⑩
山口県令原保太郎殿 林萬樹多⑩
河北一⑩

(ウ) 新築された野田神社の建築概要

史料⑩には、神社を構成する神殿・幣殿・拜殿・神門・廻廊など、各社殿の構造形式・建築仕様(建築用材・屋根仕上げ材等)から人役・資金単価に至るまでの設計の詳細が記録された「新築目論見状」、経費をまとめた「神社新築目論見帳」、各社殿の「建築図面」や「境内全体図」などが添付されている。これらの記録により、各社殿の建築状況の詳細を把握できる(社殿配置は写真2参照)。添付された神社の資産状況を示す書類には、毛利元徳から寄付された敷地の詳細(地目・面積等)も明記されている。

なお、野田神社社殿敷地造営前の様子を示すと思われるのが「野田神社御造営一件」(毛利家文庫 58 絵図 1030)として残された二枚の図面である。新社殿の配置プラン(縄張)が示されている。

(工) 野田神社の別格官幣社昇格請願

野田神社の新築移転に際して、野田神社の別格官幣社昇格のはたらきかけも同時に進められていた(史料⑩)。

明治十六年(一八八三)十二月、県令原保太郎は自ら上京して政府関係部局への歎願を試みている。翌年一月に県令から内務卿に宛てた申請書中には「何卒破格ノ御詮議ヲ以テ」と記されており、別格官幣社昇格に向けて強いはたらきかけが行われていたことがわかる。

しかし、明治十九年二月、「加列ノ儀」一目下御詮議難相成」との内務大臣山縣有朋からの通牒が発せられた。豊栄神社昇格直後であったこと、防長で二社目ということも関係していたのであろうか、野田神社の別格官幣社昇格は見送られた。

申請当時の微妙な政治バランスの把握など、別格官幣社昇格の成否の真相究明には多様な視点からの検証が必要であろう(明治十年代の豊栄神社と野田神社の別格官幣社昇格をめぐる政治情勢については、田中誠二「撫育金七十万両献金」をめぐって(『山口県地方史研究』119号、二〇一八年六月)、渡部史之「中嶋松堂と『撫育金七十万両献金』説の発見―『明治一五〇年記念 山口県地方史学会特別講演会』を聴講して―」(『同』120号、二〇一八年十一月)に詳しい)。

■史料⑩ * 『神祇書』明治十九年(寛行執前B 834)

野田神社別格官幣社昇階歎願書
旧藩主毛利敬親卿ハ、遠祖元就朝臣ノ遺志ヲ紹繼シ、勤王ノ志特ニ厚ク、畢竟王事ニ勤勞シテ匪弱ノ誠ヲ効シ、諸藩ニ先手版籍ヲ奉還シ維新ノ皇基ヲ奠定シ、県治ノ鴻業ヲ昭著シ、且元徳卿ニ至リ遺志ヲ承シ七拾万兩ノ金貨ヲ奉獻シテ内庫ノ費用ニ供シ候ハ、朝臣ニモ相見ヘ可申其他朝臣ヲ遵奉シ、藩政改革行届、殊ニ練兵其任ヲ尽シ候段、岩倉公ノ具奏セシコトナト、其功歟ハ元就朝臣ニ比シテ及ハサルコトナシ 朝廷聖恩ノ優渥ナル、元就朝臣ノ靈ニ豊栄ノ神号ヲ賜ハリ県社ニ列シ 敬親卿ハモ同様野田神社ノ格ヲ賜ハリ、閩県人民崇敬罷在候然処、去年十二月ニ至リ勅意ヲ以テ豊栄神社ヲ陞シテ別格官幣社ニ被下候條、偏ニ奉テ、士民一統欣躍ヲ舞、隨テ祭祀ノ節モ士女奔波犠牲モ豊盛ノ極メ候、就テハ野田神社ノミ然然県社ニ差置レ候テハ親シク恩徳ニ浴シ候原下ノ士民ニ取リテ悲嘆ノ意ヲ能ハス、祀前參詣イタシ候テモ徘徊願望表フ所アルカ如キノ意態ヲ免ルル能ハス、是迄埜田ノ神位ハ豊栄神社ノ別殿ハ安置コレアリ候得共、此度士民協議祀宇新築終始仕居候ニ付、何卒格別ノ御詮議ヲ以テ、埜田神社別格官幣社ニ昇階被仰付被下候條、偏ニ奉懇願候、因之是迄敬親卿ハ下シ賜リ候朝語宸翰類私記ノ俚別紙録上御參考ニ供シ奉り候間、国家柱石藩衛儀型等聖意ノ在ル所御体認下サレ、特典ヲ以テ士民志願通り昇階官幣社ノ儀、幾回ニモ泣血嘆願仕候、然ル上ハ敬親卿在天ノ靈夙昔勤王ノ士ヲ以テ朝廷ノ御為メ冥護仕候ハ勿論ノコトニテ、県下八十万人人民世々草ヲ結ヒ恩ニ報ユルノ念誓テ相忘申問敷候、私共士民ノ總代トシテ連署御願申出候、恐惶恐惶頓首頓首
明治十六年十二月二十八日

- 上山清也 兼重淳輔 河北一 林万樹太 能美 遠 上頰頼軌 中島松堂 井上平三 藤田與次 杉民治 林 勇藏 桑原藤次郎 片山喜八
- 山口県知事原保太郎殿 (奥書) 右戸長今井信雄 同

(才) 野田神社遷宮

明治十八年(一八八五)五月、豊栄神社内で野田神社
仮遷座の儀式が執り行われた(「神社事務」 県庁戦前B
686)。明治十九年四月十七日には新社殿の上棟式、四月

二十日には正遷宮式が挙行された(史料⑫)。大祓式な
どの具体的な式次第、参列者の着用衣服、隊列編制、着
座位置など、遷宮式の詳細は「神祇事務」(県庁戦前B
834)に記録されている。

野田神社の新築移転にあわせて、豊栄神社についても、
その偉容を整える目的で、社務所新築や屋根葺替など、
境内地整備が順次進められていった。旧第十大区(吉敷
郡北部)人民有志と毛利家からは両神社共用の石鳥居が
奉納されている(史料⑬)。

現在の野田神社境内地に足を踏み入れると、大殿の移
転新築に際して寄進された多数の構造物を確認できる。
吉敷郡北部土族奉納の狛犬は萩の石工山中武資の手にな
るものである。山中は、萩から瀬戸内方面への陸路の利
便性を高めるために設けられた鹿背隧道(国登録有形文
化財。隧道内部全体を煉瓦で巻き立てた道路隧道として
は当時国内最長。鹿背隧道掘削は、山口・三田尻間の鯖山
洞道のパイロット事業であった。)の工事に際しても、
石工棟梁として陣頭指揮にあたっている。このほかに、

大津郡人民・南吉敷部土族・後河原町から献納された石燈
籠も確認できる。界限の野田町からは躑躅が、上堅小路
からは樅がそれぞれ献上され境内地を彩った。

上棟式・遷宮式・春季例祭にあわせて流鏝馬や能・狂言
も奉納された。「希有の慶事」に遭遇した防長士民の様
子を「旧藩公の鴻恩に沐浴せし我々は敬慕恐悦」と当時
の『防長新聞』が表現している。

旧藩主の慰霊には、インフラ整備の意味あいが入り込
まれている。『防長新聞』は、「萩鹿背洞
道開通式の賑いに匹敵する」とも報じている。

当時の野田神社祠官上山清也は、文政三年(一八一〇)
生まれ。天保六年(一八三五)、萩藩十一代藩主斉元の
近侍役として登用された後、敬親の奥番役(側用人役)
や敬親夫人の裏老役を歴任した。藩主側近のひとりであり、
豊栄神社創建と同時に豊栄神社祠官と忠正神社祠官に併
任され、その後、野田神社宮司となった(「官国幣社事
務」 県庁戦前B 572)。

野田神社の神門脇に据えられた左右一対の石燈籠。幕
末期には岩倉具視の護衛の任にあたった劍豪としてもそ
の名を知られる初代山口県知事(三代目県令) 原保太郎
が明治十九年に献納したものである。

また、拝殿雨樋下に据えられた巨大な無筋コンクリー

トの用水溜は、小野田セメントの創業者笠井順八からの奉納品と伝えられている。野田神社境内は、防長人民の旧藩主敬親へ敬慕の念がまつた空間なのである。

なお、神門に至る右段右手には、妻飾りの懸魚、柱を繋ぐ虹梁などに立体感あふれる繊細な彫刻のあしらわれた手水屋の姿を確認できる。彫物を得意とした大島大工による献納と伝えられる『山口県の近代和風建築』(二〇一一年)。中央に据えられた、睡蓮を模したやや大ぶりの手水鉢は、サイズ、デザインともに、香山園の勅撰銅碑手前のもと同じである。

■史料⑫ * 神庭書 明治十年(東洋館前B 834)

野田神社正遷宮ノ儀ニ付願
豊栄神社境内ニ有之候石大島居宅基、先年本県下旧第十大区有志中ヨリ、豊栄神社境内ニ奉納シ、己ニ額面ニ於テモ三條公御染筆等兩神社ノ名義ニ相成居候得ハ、今般野田神社別地新築移転ニ付テハ、而社ヘ相対スルカ為メ、別紙図面朱書ノ地位ヘ引移仕度、尤モ該費金等ハ毛利家別社建築費ヨリ支弁ノ儀ニ候間、前段引移ノ儀、至急御許可被下度、奉願候也

山口県令原保太郎殿
別格官幣社豊栄神社宮司 上山清也圖

■史料⑬ * 別格官幣社書 明治十九年(東洋館前B 871)

豊栄神社境内島居引移ニ付願
豊栄神社境内ニ有之候石大島居宅基、先年本県下旧第十大区有志中ヨリ、豊栄神社境内ニ奉納シ、己ニ額面ニ於テモ三條公御染筆等兩神社ノ名義ニ相成居候得ハ、今般野田神社別地新築移転ニ付テハ、而社ヘ相対スルカ為メ、別紙図面朱書ノ地位ヘ引移仕度、尤モ該費金等ハ毛利家別社建築費ヨリ支弁ノ儀ニ候間、前段引移ノ儀、至急御許可被下度、奉願候也

山口県令原保太郎殿
宮司上山清也圖

四 野田神社の別格官幣社昇格

大正四年(一九一五)十月、野田神社は念願の別格官幣社昇格を果たした。大正天皇の即位儀礼で世間が慶賀ムードに沸き立っていた頃、毛利敬親は国家の忠臣としてのお墨付きを得ることになった。ここに至って、旧藩主毛利敬親を容姿端麗に祀り上げるストーリーは大団円を迎えた。「別格官幣社昇格願副本」(史料⑭)に連なる在京崇敬者総代の名前に、別格官幣社昇格のもつ政治的な意味合いがはつきり集約されている。

添付された詳細な建築図面、当時の社殿の姿を伝える数々の写真も貴重である(写真3「南西方向から撮影された神殿」)。さらに、高名な絵師の手になるものと思われる境内図には、神社空間が麗しく描き出されている。格式の高さも強調されていて、二つの価値観を視覚的に味わうことのできる興味深い絵画資料と言える(写真4参照)。

野田神社別格官幣社昇格の旁らに居たのは、明治十一年(一八七八)萩生まれ、あの幕末の「三家老」国司信濃の孫であり、東京國學院で皇典を修めた国司直行である。明治三十七年豊栄神社宮司に任じられ、翌年野田神社をも管轄することになった。大正になってもなお国司家は毛利家を警護し続けていたのである。

近代神社史料と向き合う ―野田神社を創る―

(淺川)

■史料⑭*官國幣社 大正六年(原序載前B 604)

別格官幣社昇格願

山口県周防国吉敷郡山口町大字上宇野令鎮座

県社野田神社

本社ハ贈正一位毛利敬親并從一位毛利元徳ノ神靈ヲ奉齋スルノ所トス、初メハ官許ヲ請ヒ別格官幣社豊栄神社ニ合祭シテ忠正神社ト崇メ別殿ニ奉安シタルモ、他社ニ合祭スルハ其勲功ヲ永遠ニ伝フルニ於テ欠ル所アルノ感アリ、因テ明治九年十月、官ニ請ヒ野田神社ト号シ、其後二列セラルレ、同十九年三月ニ至リ、別ニ莊嚴ナル社殿ヲ新築ス、皇徳元徳公薨去アリシヲ以テ、亦官許ヲ得テ本社ニ合祀セリ、抑モ忠正公乃首トシテ勤王ヲ唱ヘ、百折撓マズ、遂ニ克ク維新ノ鴻業ヲ贊襄シタル偉勲ハ、千歳不磨ノ詔勅ニ赫奕トシテ後人ノ贊述ヲ須キス、而シテ忠愛公龍翼ノ功亦実ニ多キニ居ルアリ、從來異民等テ其勲績遺徳ヲ仰瞻シ歲時奉祭シテ常ニ崇敬ノ念ヲ絶サルハ固ヨリ其所ナリ、本年今上陛下御即位ノ大典ヲ挙行アラセラルルニ付テハ、特殊ノ聖旨ヲ以テ本社ヲ別格官幣社ニ列セラルレ忠正公ヲ主神トシ忠愛公ヲ配祀シテ其勲績ヲ永遠ニ伝ヘ崇敬者ヲシテ益々欽仰ノ念ヲ厚クセシメラレシコト冀シサレ所ナリ、因テ両公ノ勲績提要其他必要ナル關係書類相添ヘ崇敬者一同ヲ代表シ謹テ奉願候也、追テ基本財産其他不備ノ点モ有之候ハ、御指示ニ從ヒ可申候、此段為急申添候

大正四年五月三十一日

在京崇敬者代表

- 東京市小石川区関口町一四七番地 公藤山縣有朋
- 同市麻布区宮村町四一番地 侯爵井上馨
- 同市同区築町一七二番地 伯爵森上肇
- 同市麹町区平河町五丁目二番地 子爵杉孫七郎
- 山口県崇拝者代表 山口県野田郡山口町大字下野令鎮座 吉田乙熊
- 山口県吉敷郡山口町大字下野令鎮座 小川藤太郎
- 同県同郡同町大字中野令鎮座 八木宗十郎
- 同県同郡同町大字中野令鎮座 上可瀧藏
- 同県同郡同町大字上野令鎮座 河北勘七
- 同県同郡同町二五七番地 兼重虎二郎
- 同県同郡同町二六七番地 男爵岡司直行
- 同社奉 小方登一
- 内務大臣子爵大浦兼武藏
- (歌親略歴略)
- (元徳略歴略)

「神社明細書写」

山口県管下周防国吉敷郡山口町大字上宇野令鎮座

県社野田神社

一、祭神

贈正一位毛利敬親 從一位毛利元徳

一、由緒

明治六年九月二十五日、防長士民ノ懇願ニヨリ毛利敬親卿ヲ豊栄神社境内別殿ニ祀リ忠正神社ト称ス、明治九年十月十七日、地名ニヨリ野田神社ト改称、同日県社ニ列セラルレ、同十九年三月十六日、今ノ地ニ移ス、明治三十一年十一月十五日毛利元徳卿ヲ合祀ス

社殿之部(名称のみ按察。法皇等等は省略)

神殿、釣屋、幣殿、幣殿左右廻廊、神饌所、透殿、祓舎、拜殿、門左右小門、倉庫、水舎、社務所、井戸屋形、廁、能楽堂、廊下、能楽室(役者詰所、役者控所甲乙、廁)

土地之部(略)

崇敬人員

山口県下一般並東京及各地方へ出身有志者一同

(山口町四五〇戸、其他都市二万戸、東京及各地方五〇〇〇戸)

基本金(略)

基本財産保管預証写(略)

写真

- ①社殿平面 ②神殿(正面・側面・平面) ③幣殿廻廊(正面・平面) ④幣殿神門前釣屋(側面・平面) ⑤神饌所 ⑥拜殿 ⑦神門(正面・側面・平面) ⑧神庫(正面・側面・平面) ⑨社務所(正面・側面・平面)
- ⑩神殿南面及西側 ⑪神殿西北側及外圍透塀 ⑫神殿約屋幣殿東北側及外圍透塀 ⑬神殿正面(約屋中央) ⑭幣殿北西側 ⑮幣殿南面 ⑯家舎東北側
- ⑰拜殿南面 ⑱拜殿西側 ⑲神庫東面 ⑳神門正南面 ㉑神門内側 ㉒水屋西面及南側 ㉓社務所東面 ㉔華表正南面 ㉕境内人口南面 ㉖水屋
- ㉗神社創立記・歌親卿和歌一首・太刀志振舞影 ㉘境内人口南面 ㉙至物(神社創)
- ㉚至物(能之因字幅(雷舟筆)) ㉛至物(能之因字幅(雷舟筆))

境内図(略。写真2参照)

五 野田神社の歩みがもがたる近代

野田神社の別格官幣社昇格は、旧藩主顕彰を前面に押し出しつつ、新時代の扉を押し開けた防長人の功績を際立たせる演出のひとつであったことは否めない。

きつちりとした法体系のもとに均質に連なることが強く求められた近代の中央集権的な国づくりの指向は、地縁を基盤とするそれまでの世の中のあるやうとはかけ離れたものであったのではないだろうか。そうした状況にあつて、国家の指向と日常生活との隔たりを埋めるための心のよりどころとして、旧藩主に寄り添い隣り合うことが求められたのかもしれない。支配の側からも人心掌握策のひとつとして好都合なプログラムであつたものと思われる。

旧藩主を姿容端麗に祀りあげる作業は絶え間なく続けられていった。

明治十年代には、ここまで見てきた野田神社創出の動向に加えて、瑠璃光寺五重塔の屋根修理（檜皮屋根葺替を含む）が行われた。それは、近世を通じて、毛利家の経済的な支援によって明治まで命脈を保ってきた室町建築の化粧直しの修理であつた。明治三十年代には、山口亀山に旧藩主支藩主の銅像が建設され、さらには、毛利敬親の勲功を顕彰する勅撰銅碑も瑠璃光寺五重塔や香山墓所に近接する場所に設立された。

そして、大正四年（一九一五）の野田神社別格官幣社昇格と時を同じくして、幕末期に旧山口政事堂の置かれたその場所に、「白亜の洋風建築」県庁舎と県会議事堂

が新築された（大正五年）。防長の政治的な臍下丹田としての場所性が重視された結果であろう。勅撰銅碑の後北方では、近世以来の毛利家の支援のバトンを受け継ぐかたちで山口の歴史性の証徴である瑠璃光寺五重塔の本格的な解体修理が実施された。古建築のもつ歴史性や建築美が保全されたことに加えて、建築年も特定（嘉吉二年＝一四四二年）され、由緒が正確に裏付けられた。同様に、近世期に毛利家の経済的支援をうけていたが、明治期に入つて損傷が著しく倒壊の危機に直面していた旧法泉寺観音堂（大内持盛創建の観音寺の大伽藍の遺構）もまた、四百年前建造物の概念に救われ、大正四年に洞春寺境内に解体移築された。

これらのプロジェクトは、近代における県政の舞台としての山口の偉容を整える作業であつた。そして、野田神社の別格官幣社昇格と軌を一にする「由緒の演出」であり、旧藩主敬親の事績を美しく顕彰する作業であつたと言えるのかもしれない。

以上は、人びとの心のうちを推量したものであり、史料に基づいた精緻な論証とは言えないのかもしれないが、歴史の流れに思いを馳せるにあたっては、時代を包み込んでいた雰囲気にも常に敏感に目を向けておく必要があるのではないかと考える。

記録による敬親の顕彰作業も明治から昭和戦前に至るまで一貫して続けられた(山崎一郎「語られていく敬親―近代における伝記編纂と顕彰―」(『明治150年記念特別展激動の幕末長州藩主毛利敬親図録』二〇一八年)に詳しい)。毛利家主導の修史事業、豊栄神社の整備、野田神社の創出、両社の別格官幣社昇格は、お互いに強く連関していると思われる。「由緒正しく、そして「容姿端麗」な旧藩主を感じるにより、防長人民の紐帯が深まっていったのであろう。

おわりに

日本が近代のステージへと足を踏み入れて、一五〇年の歳月が流れた。館蔵の神社関連史料をめくりながら、防長ゆかりの人びとが創り上げようとした世界観を追跡してみた。

変革の時代を駆け抜けて明治にたどりついた人びとが内面的に求めたもののひとつ、それが旧藩主を容姿端麗に演出して隣り合うこと、そして見守り続けてもらうことであった。

旧来の秩序が否定されるなか、人びとが心のよりどころとしたのは、皮肉にも、藩主の威光も含めた近世的な秩序だったのかもしれない。新しい時代の訪れを理解で

きても、不安定な世情にあって平穏な日常を過ごすために、自分の立ち位置を確かめる物差しとして、直近の前時代的なものが不可欠であったのかもしれない。

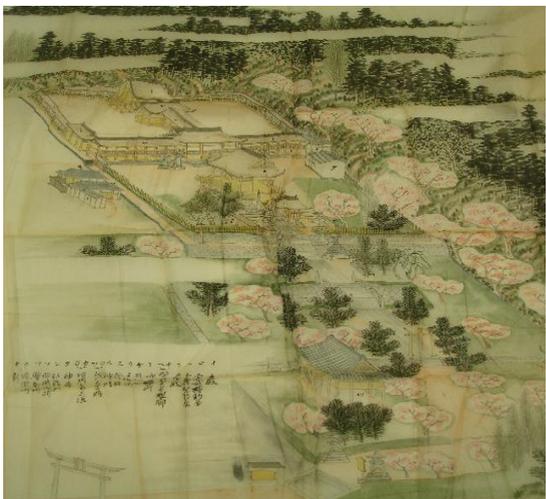
平成の時代、バブル崩壊という価値観の大転換に直面した人びとは昭和を懐かしんだ。東京オリンピックや日本万博博覧会(大阪万博)が象徴する高度経済成長期の物語が、今また、日本の未来像を描くにあたっての起死回生のストーリーとして模倣されようとしている。同じように、明治以降の近代日本にあっても、近世の思ふかいを完全に消し去ることはできなかったのではないか。

北海道余市郡仁木町。旧毛利家開墾事務所の置かれていた小高い丘陵地。明治十四年(一八八一)に開墾が着手された大江村を見渡すことのできるその場所には大江神社がある。明治二十年、野田神社からの分霊により創建された神社である。毛利敬親は、きびしい自然に立ち向かい、北の大地で懸命に生き抜く防長人の行く末をも穏やかに見つめていたのである(史料⑬)。

■史料⑬ * 「官報」奉憲 明治二十年(寛井敏前頁572)

旅行件ニ付願

今般県社野田神社御分靈ヲ奉鎮シ永ク産土神社ト奉仰度段、北海道後志国余市郡大江村移住人民総代トシテ毛利家開墾地委員栗屋貞一ヨリ出願仕候ニ付 願之通届候処、至急右御分靈ヲ奉シ東上候様、從二位毛利旧藩主ヨリ内意之趣モ有之候旁、来ル二十四日本社出発往復三週間ノ積



■写真1 「豊栄神社境内図」 明治二十八年(県庁戦前B 852)

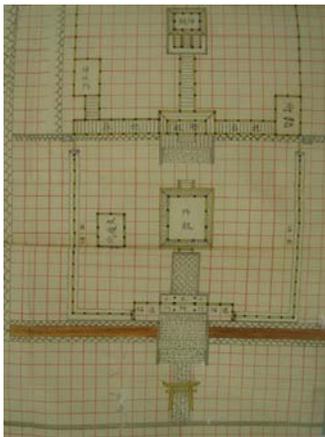
ヲ以テ祠掌安原勇美ヲ從ヘ東上仕度、尚不在中ハ禰宜高橋右胤(代理為致度候間、於御庁御差支モ無之候ハハ、速ニ御聞届被成下度、此段奉願候也)

明治二十年六月二十一日

山口県知事原保太郎殿 豊栄神社宮司兼野田神社祠官 上山清也



■写真3 「野田神社神殿」 大正四年(県庁戦前B 604)



■写真2 「野田神社境内社殿配置図」 明治十七年(県庁戦前B 684)

近代神社史料と向き合う ―野田神社を創る― (浅川)

表1. 「明治・大正・昭和戦前期」の神社動態を概観できる史料(山口県文書館蔵行政文書)

ID	請求番号	簿面題名	簿面題記年	内容
1	戦前B15	社寺雑事録	明治6年	庶務簿
2	戦前B15-15	官国幣社事務	明治10年	第一課社寺簿
3	戦前A社寺46	官国幣社事務	明治11年	第一課社寺簿
4	戦前A社寺47	官国幣社事務	大正2	大正2
5	戦前A社寺48	官国幣社明細図		
6	戦前B16	社寺事務	明治16年	庶務簿社寺簿
7	戦前B16-8	官国幣社一件録①	明治17年	文書簿社寺簿
8	戦前B16-9	官国幣社一件録②	明治17年	庶務簿社寺簿
9	戦前B16-5	社寺事務	明治18年	庶務簿社寺簿
10	戦前B17	官国幣社事務	明治18年	文書簿社寺簿
11	戦前B17-1	官国幣社事務	明治19年	庶務簿社寺簿
12	戦前B17-2	官国幣社一件録①	明治19年	戸籍簿
13	戦前B17-3	官国幣社一件録②	明治19年	戸籍簿
14	戦前B18	社寺事務①	明治19年	第一課第三課戸籍簿
15	戦前B18	社寺事務②	明治19年	第一課第三課戸籍簿
16	戦前B18	官国幣社事務	明治20年	第一課第三課戸籍簿
17	戦前A社寺49	社寺	明治21年	第一課第三課戸籍簿
18	戦前B18	官国幣社事務	明治21年	第一課第三課戸籍簿
19	戦前B18	官国幣社事務	明治21年	第一課第三課戸籍簿
20	戦前B18	社寺事務①	明治22年	第一課第三課戸籍簿
21	戦前B18	社寺事務②	明治22年	第一課第三課戸籍簿
22	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
23	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
24	戦前B18	社寺事務①	明治22年	文書簿
25	戦前B18	社寺事務②	明治22年	文書簿
26	戦前B18	官国幣社事務①	明治22年	文書簿
27	戦前B18	官国幣社事務②	明治22年	文書簿
28	戦前B18	社寺事務①	明治22年	文書簿
29	戦前B18	社寺事務②	明治22年	文書簿
30	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
31	戦前B18	社寺一件録①	明治22年	第二課戸籍簿
32	戦前B18	社寺一件録②	明治22年	第二課戸籍簿
33	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
34	戦前B18	社寺事務①	明治22年	文書簿
35	戦前B18	社寺事務②	明治22年	文書簿
36	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
37	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿
38	戦前B18	古社寺伝聞書(官国幣社)	明治28年	内務部第三課戸籍簿
39	戦前B18	社寺事務	明治22年	内務部第三課戸籍簿
40	戦前B18	社寺事務	明治22年	内務部第三課戸籍簿
41	戦前B18	官国幣社一件録	明治22年	文書簿社寺簿
42	戦前B18	官国幣社一件録①	明治22年	文書簿社寺簿
43	戦前B18	官国幣社一件録②	明治22年	文書簿社寺簿
44	戦前B18	社寺事務	明治22年	内務部第三課戸籍簿
45	戦前B18	社寺一件①	明治22年	内務部第三課戸籍簿
46	戦前B18	社寺一件②	明治22年	内務部第三課戸籍簿
47	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	文書簿
48	戦前B18	官国幣社	明治22年	文書簿
49	戦前B18	社寺以下神社	明治22年	内務部第一課庶務簿
50	戦前B18	官国幣社	明治22年	内務部第一課庶務簿
51	戦前B18	官国幣社	明治22年	内務部第一課庶務簿
52	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	内務部第一課庶務簿
53	戦前B18	社寺以下神社②	明治22年	内務部第一課庶務簿
54	戦前B18	官国幣社	明治22年	内務部第一課庶務簿
55	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	内務部第一課戸籍簿
56	戦前B18	社寺以下神社②	明治22年	内務部第一課庶務簿
57	戦前B18	社寺以下神社③	明治22年	内務部第一課庶務簿
58	戦前B18	官国幣社	明治22年	内務部第一課庶務簿
59	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	内務部第一課庶務簿
60	戦前B18	社寺以下神社②	明治22年	内務部第一課庶務簿
61	戦前B18	官国幣社	明治22年	戸籍簿
62	戦前B18	社寺以下神社	明治22年	戸籍簿
63	戦前B18	官国幣社	明治22年	文書簿
64	戦前B18	社寺以下神社	明治22年	文書簿
65	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	文書簿
66	戦前B18	社寺以下神社②	明治22年	文書簿
67	戦前B18	社寺以下神社③	明治22年	文書簿
68	戦前B18	社寺以下神社④	明治22年	第二課兵事簿
69	戦前B18	官国幣社①	明治22年	第二課兵事簿
70	戦前B18	官国幣社②	明治22年	第二課兵事簿
71	戦前B18	官国幣社	明治22年	学務部庶民事務係
72	戦前B18	社寺以下神社①	明治22年	第一課兵事簿
73	戦前B18	社寺以下神社②	明治22年	第二課兵事簿
74	戦前B18	社寺以下神社③	明治22年	第二課兵事簿
75	戦前B18	社寺以下神社④	明治22年	第二課兵事簿
76	戦前B18	社寺以下神社⑤	明治22年	第二課兵事簿

ID	封号番号	神明例題	神明御紀年	作成
77	戦前B598	菅国幣社	明治43年	学務兵事蹟
78	戦前A社寺191	奥社以下神社①	明治43年	学務兵事蹟
79	戦前A社寺192	奥社以下神社②	明治43年	学務兵事蹟
80	戦前B628	奥社以下神社①	明治44年	学務兵事蹟
81	戦前B629	奥社以下神社②	明治44年	学務兵事蹟
82	戦前B599	菅国幣社	明治44年	学務兵事蹟
83	戦前B630	奥社以下神社①	明治46年	学務兵事蹟
84	戦前B631	奥社以下神社②	明治46年	学務兵事蹟
85	戦前B660	菅国幣社	明治46年	学務兵事蹟
86	戦前B632	奥社以下神社①	大正2年	学務兵事蹟
87	戦前B633	奥社以下神社②	大正2年	学務兵事蹟
88	戦前B602	菅国幣社	大正3年	学務兵事蹟
89	戦前B601	菅国幣社	大正3年	学務兵事蹟
90	戦前B634	奥社以下神社	大正4年	学務兵事蹟
91	戦前A社寺193	奥社以下神社①	大正4年	学務兵事蹟
92	戦前A社寺194	奥社以下神社②	大正4年	学務兵事蹟
93	戦前B603	菅国幣社	大正4年	学務兵事蹟
94	戦前B635	奥社以下神社①	大正5年	学務兵事蹟
95	戦前B636	奥社以下神社②	大正5年	学務兵事蹟
96	戦前B637	奥社以下神社③	大正5年	学務兵事蹟
97	戦前A社寺195	菅国幣社	大正5年	学務兵事蹟
98	戦前A社寺196	奥社以下神社①	大正6年	学務兵事蹟
99	戦前A社寺197	奥社以下神社②	大正6年	学務兵事蹟
100	戦前A社寺198	奥社以下神社③	大正6年	学務兵事蹟
101	戦前B605	菅国幣社	大正7年	学務兵事蹟
102	戦前B638	奥社以下神社①	大正7年	学務兵事蹟
103	戦前B639	奥社以下神社②	大正7年	学務兵事蹟
104	戦前B640	奥社以下神社③	大正7年	学務兵事蹟
105	戦前B606	菅国幣社	大正8年	学務兵事蹟
106	戦前B641	奥社以下神社①	大正8年	学務兵事蹟
107	戦前B642	奥社以下神社②	大正8年	学務兵事蹟
108	戦前B643	奥社以下神社③	大正8年	学務兵事蹟
109	戦前B644	奥社以下神社①	大正9年	学務兵事蹟
110	戦前B645	奥社以下神社②	大正9年	学務兵事蹟
111	戦前B646	奥社以下神社③	大正9年	学務兵事蹟
112	戦前B863-1	古社寺	大正9年一昭和13年	学務兵事蹟
113	戦前B647	奥社以下神社①	大正10年	学務兵事蹟

ID	封号番号	神明例題	神明御紀年	作成
114	戦前B648	奥社以下神社②	大正10年	学務兵事蹟
115	戦前B649	奥社以下神社①	大正11年	学務兵事蹟
116	戦前B650	奥社以下神社②	大正11年	学務兵事蹟
117	戦前B651	奥社以下神社③	大正11年	学務兵事蹟
118	戦前B652	奥社以下神社④	大正11年	学務兵事蹟
119	戦前B653	奥社以下神社⑤	大正11年	学務兵事蹟
120	戦前B654	奥社以下神社①	大正12年	学務兵事蹟
121	戦前A108	奥社以下神社②	大正13年	学務兵事蹟
122	戦前B655	奥社以下神社	大正13年	学務兵事蹟
123	戦前B656	奥社以下神社	大正13年	学務兵事蹟
124	戦前B657	奥社以下神社①	大正13年	学務兵事蹟
125	戦前B658	奥社以下神社②	大正13年	学務兵事蹟
126	戦前B659	奥社以下神社	大正13年	学務兵事蹟
127	戦前B660	奥社以下神社	昭和2年	学務兵事蹟
128	戦前B661	奥社以下神社①	昭和2年	学務兵事蹟
129	戦前B662	奥社以下神社②	昭和2年	学務兵事蹟
130	戦前A社寺199	奥社以下神社	昭和3年	学務兵事蹟
131	戦前B663	奥社以下神社①	昭和3年	学務兵事蹟
132	戦前B664	奥社以下神社②	昭和3年	学務兵事蹟
133	戦前A社寺200	奥社以下神社①	昭和4年	学務兵事蹟
134	戦前B665	奥社以下神社②	昭和4年	学務兵事蹟
135	戦前B666	奥社以下神社③	昭和4年	学務兵事蹟
136	戦前B666	奥社以下神社④	昭和3年-5年	学務兵事蹟
137	戦前B667	奥社以下神社⑤	昭和5年	学務兵事蹟
138	戦前B668	奥社以下神社⑥	昭和5年	学務兵事蹟
139	戦前B669	奥社以下神社	昭和6年	学務兵事蹟
140	戦前B670	奥社以下神社	昭和6年	学務兵事蹟
141	戦前B671	奥社以下神社	昭和7年	学務兵事蹟
142	戦前B672	奥社以下神社	昭和7年	学務兵事蹟
143	戦前B673	奥社以下神社	昭和7年	学務兵事蹟
144	戦前B674	奥社以下神社	昭和8年	学務兵事蹟
145	戦前B675	奥社以下神社	昭和8年	学務兵事蹟
146	戦前B677	奥社以下神社	昭和9年	学務兵事蹟
147	戦前B678	奥社以下神社	昭和9年	学務兵事蹟
148	戦前B679	奥社以下神社	昭和10年	学務兵事蹟
149	戦前A社寺202	奥社以下神社	昭和11年	学務兵事蹟

*作成前各名は簿記載による。

近代神社史料と向き合う ―野田神社を創る― (浅川)

近代神社史料と向き合う ―野田神社を創る― (浅川)

表2. 明治・大正期の野田神社創建史料

ID	分類記号	簿冊名(編成年)	件名 番号	内容ほか
1	興宁職前 B834	神社事務 (M19)	16	明治4年4月15日「毛利敬親卿位追命(御後一位)上(一三条某妻)」
2	興宁職前 A社書15	社字雜事録 (M6)		明治7年7月「敬親神主兼兼宗神社合祀」申請(中島松堂・上山清也ほか11名)→果令(事字指一)【本文史料1】
3	明治期政府の書類310	教部省指令録 (M5-9)	63	明治5年8月5日「大江敬親神合祀」申請(権令中野権一・権參事吉田右一)→教部大輔(戸内務)ノ9月13日許可(教部省)【本文史料2】
4	興宁職前 A社書15	社字雜事録 (M6)		明治7年10月(徳正公卿請11月2日、祭社11月8日)請願(中島松堂・上山清也ほか)ノ10月12日「開届」
5	毛利家宗徳132	敬親御誥私儀 (M7)		「忠正公卿神主御勅諭」に依る
6	明治期政府の書類310	教部省指令録 (M5-9)	121	明治7年9月8日「野田神社社域追加申請」(上山清也・中島松堂ほか7名)→果令(戸内務)ノ9月13日許可(教部省)【本文史料3】
7	毛利家宗徳書88	野田神社昇格事 (SS)		明治7年10月27日「野田神社(興宗社)御加別事」写(山口県)
8	さいたま市史前巻245	野田神社広告		明治14年2月「(広告)「野田神社十年祭」野田神社社代人【本文史料4】」
9	さいたま市史前巻244	御一位野田神社功德略記		明治14年3月「(御本)
10	興宁職前 A総務34	宮省通達録 (M15-16)	65	明治16年1月22日「(兼宗神社別格官幣社別格告祭勅使指名)。(大政官)→果令(原保太郎)ノ1月31日請書(果令)
11	興宁職前 A総務34	宮省通達録 (M15-16)	67	明治16年2月3日「山口県・土壁・上山清也兼宗神社司任命辞令」(内務省)→山口県ノ2月14日請書(上山清也内務書記官)
12	興宁職前 A総務34	宮省通達録 (M15-16)	71	明治16年2月26日「(兼宗神社)高橋右胤、主典岡田謙造、馬屋原政之進(任命辞令)」請書(→内務省)
13	毛利家宗徳書573 (62-10)	奉向録 (M16)		明治16年3月「野田神社移転社屋新築毛利邸接統地寄附依頼」(野田神社祠堂)上山清也ほか)→毛利家(河北一・林方南多)ノ明治16年3月13日奉書ノ6月5日再申(図面提出)ノ6月5日開届【本文史料5】
14	興宁職前 B569	宮省附社一件録 (M17)	18	明治16年9月「野田神社新運届」(兼宗神社司可兼野田神社祠堂)上山清也ほか)→神社惣代一(果令)【本文史料7】
15	興宁職前 B568	宮省附社一件録 (M17)	5	明治16年12月11日「兼宗神社境内國庫築」
16	興宁職前 B534	神社事務 (M19)	16	明治16年12月28日「野田神社別格官幣社昇格数届」(上山清也・中島松堂ほか11名)→果知事(果令)ノ明治17年1月5日「→内務卿」【本文史料10】
17	興宁職前 B684	神社事務 (M17)	91	明治17年5月21日「野田神社社殿前(神社移転之儀二行前)」(野田神社祠堂)上山清也)→果令)→内務卿(山県有朋)ノ明治17年9月15日開届【本文史料10】
18	明治期政府の書類219	内務省指令録 (M17)	125	明治17年8月21日「野田神社社殿前(神社移転之儀二行前)」(果令)→内務卿(山県有朋)ノ9月15日開届【本文史料9】
19	明治期政府の書類233	高木玄太郎白書 (M17)		毛利敬親公卿(野田神社)新築についての建言書
20	毛利家宗徳1030	野田神社御造書一件		明治16年17年作成(図面図2枚(兼宗神社境内社殿前置区、野田神社境内(社殿前敷9')))
21	興宁職前 B686	神社事務 (M18)	51	明治18年5月25日「野田神社(改運届)」(兼宗神社司可兼野田神社祠堂)上山清也)→果令)ノ明治19年4月30日「野田神社(改運届)」(兼宗神社司可兼野田神社祠堂)上山清也)→果令)ノ3月12日差支(果令)【本文史料12】
22	興宁職前 B834	神社事務 (M19)	39	明治19年3月10日「兼宗神社島引移」(別格官幣社兼宗神社司)上山清也)→果令)→内務大臣(山県有朋)ノ4月30日承諾【本文史料10】
23	興宁職前 B571	宮省附社事務 (M19)	17	明治19年4月30日「(兼宗神社境内島引移)向之通」(内務大臣)
24	明治期政府の書類221	内務省指令録 (M19)	59	明治19年4月30日「(兼宗神社境内島引移)向之通」(内務大臣)
25	興宁職前 B834	神社事務 (M19)	12	明治19年2月「(神社例祭ノ節(果書記官)参照)→野田神社11月9日
26	興宁職前 B834	神社事務 (M19)	14	明治19年2月「(野田神社社務ノ件二行通届(官社追加開届、目下経費兼相成))」(内務大臣(野田)果令)

ID	分類記号	簿冊名 (編記年)	件名 番号	内容ほか
27	奥ノ前 B534	神社事務 (M19)	30	明治19年9月22日「野田神社新築費納付(住務所) 建報願」(同宮上山清也 →兼令) / 4月8日願出通(棟書記宮 →福首)
28	奥ノ前 B534	神社事務 (M19)	31	明治19年4月20日「野田神社正遷宮式簿」
29	奥ノ前 B534	神社事務 (M19)	52	明治19年4月21日「野田神社遷宮」届(兼宗神社司兼野田神社阿官上山清也 →兼令 →内務大臣)
30	奥ノ前 B572	宮内府社事務 (M20)	3	明治20年5月「宮内府」(内宮司上山清也・田嶋高成右衛門・田吉典朝田謙道) (兼宗神社住務所 →兼行第一節第三編)
31	奥ノ前 B572	宮内府社事務 (M20)	3	明治20年6月21日「(野田神社分遷) 祭祈願」(兼宗神社司兼野田神社阿官上山清也 →兼令 →内務大臣)
32	奥ノ前 B572	宮内府社事務 (M20)	25	明治20年7月26日分遷(兼宗神社司兼野田神社阿官上山清也 →兼令)
33	奥ノ前 B690	神社一件 (M31)	40	明治20年8月25日「(野田神社分遷) 祭祈願」(兼宗神社司兼野田神社阿官上山清也 →兼令)
34	奥ノ前 B690	神社一件 (M31)	86	明治31年9月11日「忠愛公社合祀」(祭神加列)。(木梨清一郎住か11名 →秋山徳彌知事) / 9月18日 (→内務大臣) / 明治31年9月14日「毛利宗太郎(毛利宗太郎) 祭祈願」(内務省社寺局長久米彦彦 →兼令)
35	毛利家社寺88	野田神社昇格事 (SS)	86	明治31年10月5日「(再申) 故従一位毛利元徳公合祀歌願(兼宗神社社務所兼野田神社司高廣右衛門・信長親代(林勇藏住か)・忠愛公社御委員(兼渡邊綱・河北一・木梨清一郎住か) →秋山知事) / 9月30日「敬陳書」(再提出) (毛利元徳朝中) 添付 / 10月19日進達(知事 →内務省社寺局長) / 明治31年11月8日願通(内務大臣臣爵坂田通助) →11月15日(知事)
36	毛利家社寺88	忠愛公野田神社合祀二件御願一件	享	明治31年10月5日「毛利元徳公野田神社合祀願」/ 11月15日願通(秋山知事 →兼宗神社司兼野田神社司高廣右衛門) / 明治32年作成)
37	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年5月31日「別格官幣社昇格願」(崇敬者後代 →内務大臣大浦兼義) 【本文史料】
38	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年6月6日「別格官幣社昇格願」(知事 →内務大臣)
39	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年10月22日「別格官幣社昇格要件(一境内地誌提督示)」(神社局長 →知事) / 大正4年10月30日「(2033号) 敬陳受請」(知事 →神社局長)
40	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年11月5日「野田神社社務所加列敬陳書」(11月10日(大正天皇即位礼当日)) (神社局長 →知事)
41	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年11月10日「野田神社社務所に付敬陳書」(毛利元徳社務所として奉祀(神社局長 →知事)
42	毛利家社寺88	野田神社昇格事 (SS)	28	大正4年12月17日「昇格祭式」(御祈願書) / 12月21日進達(知事 →式部次長) / 12月15日「受請回書」返電(式部次長官 →知事)
43	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年12月19日受領(知事 →式部次長)
44	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年12月19日受領(知事 →式部次長)
45	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	28	大正4年12月21日「奉告祭式報告」(知事 →宮内大臣)
46	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	20	大正5年10月11日「社号標新設」(大正5年12月21日宮内) (別格官幣社野田神社司高廣右衛門) / 大正5年10月11日「社号標新設」(大正5年12月21日願通)
47	奥ノ前 A195	野田神社石燈籠制金募集人名簿	12	大正5年「御長尾美部御事」(眞頼諸氏住持判明)
48	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	25	大正5年9月13日「神社司御願書提出」
49	奥ノ前 B604	宮内府社 (T6)	25	別格官幣社昇格・撰録芳名園神社建築にともなう記載事項懇話(宮司高廣右衛門) (兼宗神社司兼野田神社阿官上山清也 →兼令 →内務省社務局長)
50	奥ノ前 B 社寺248	古社寺取調書 (M28)		別格官幣社野田神社阿官上山清也
51	奥ノ前 A 社寺248	野田神社明細圖 (大正?)		別格官幣社野田神社阿官上山清也
52	奥ノ前 A 社寺248	野田神社明細圖 (大正?)		別格官幣社野田神社阿官上山清也
53	文書館圖書281Y00	防身人物名鑑録 (T14)		別格官幣社兼宗神社阿官上山清也

近代神社史料と向き合う ―野田神社を創る― (浅川)

■写真4 「野田神社境内図」 大正四年（県庁戦前B 604）

